

和歌山県教育委員会臨時的任用職員任用試験募集要項（県立近代美術館）

- 1 募集人員（1名） 学芸員（近現代美術）
- 2 任用期間
令和8年6月1日～令和8年11月30日
（勤務成績等により、最長で令和9年3月31日まで更新の可能性あり。）
- 3 業務内容
・和歌山県立近代美術館及びその他和歌山県の機関で勤務し、美術品等の調査研究、収集、保存管理、企画展示、教育普及その他関連業務に従事する。
ジャンルを横断した視点から、近・現代美術の包摂的な調査研究・企画事業に取り組み。
- 4 勤務条件等
 - (1) 雇用形態 臨時的任用職員
 - (2) 賃金 月額199,455円～311,556円（月末締め、当月21日支払）
 - (3) 賞与 年2回 計4.65ヶ月分（令和7年度実績）
 - (4) 手当 通勤手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等
 - (5) 勤務形態 週休二日制 シフト制
休日は原則月曜日（休館日）と土曜又は日曜のいずれか1日
祝日は原則交代勤務です。
 - (6) 休暇 年次有給休暇：採用時に9日付与
忌引休暇、病気休暇等
- 5 勤務時間
9時00分～17時45分（休憩時間：60分）
- 6 受験資格
 - (1) 次のアからウの要件を満たす人
 - ア 学歴：近現代美術を専門とし、大学院修士課程修了程度の実績を有する人
 - イ 博物館法に規定する学芸員の資格を有する人
 - ウ 普通自動車運転免許（あれば尚可）
 - (2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 7 勤務場所
〒640-8137
和歌山県和歌山市吹上1丁目4-14
和歌山県立近代美術館
- 8 試験方法
面接試験（1回） 試験会場：上記勤務場所と同じ
試験日時：別途応募者にお伝えします。
※試験結果は、面接試験終了後10日以内に通知します。
- 9 応募方法
下記の担当者に電話連絡の上、履歴書1通（写真貼付）を郵送してください。
その際に履歴書の提出期日をお伝えします。
郵送先：〒640-8137
和歌山県和歌山市吹上1丁目4-14
和歌山県立近代美術館
担当者：細井